

## 茨城県議会改革推進会議要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県議会会議規則（昭和35年茨城県議会規則第1号）第126条第6項の規定に基づき、茨城県議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 政務活動費の透明性の向上に関すること。
- (2) 議会審議等の充実にに関すること。
- (3) 議会広報等の充実にに関すること。
- (4) 議員定数・選挙区の在り方に関すること。
- (5) その他推進会議の目的達成に必要なこと。

### (会議等)

第3条 座長は、推進会議を代表し、推進会議を総括する。

- 2 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。
- 5 議長及び副議長は、必要に応じ、オブザーバーとして会議に参加することができる。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 7 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。
- 8 会議は、公開とする。ただし、座長が会議に諮り、非公開とすることができる。

### (庶務)

第4条 推進会議の庶務は、議会事務局において処理する。

### 付 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。